

厚生発 0925 第 4 号
令和 7 年 9 月 25 日

各 { 指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 12 条に規定する業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの許可に関する事項については、「臓器のあっせん業の許可等について」（平成 9 年 10 月 13 日付け厚生省健医発第 1353 号厚生省保健医療局長通知。以下「平成 9 年通知」という。）において示しているところである。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における臓器あっせん機関の複数化に関する議論等を踏まえ、平成 9 年通知の全部を別添のとおり改正し、制定の日から適用することとしたので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対して周知を図られたい。